

長崎県離島プロモーション動画制作等業務仕様書

この仕様書は、一般社団法人長崎県観光連盟(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託して実施する「長崎県離島プロモーション動画制作等業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

長崎県離島プロモーション動画制作等業務

2. 業務の目的

国境離島地域(壱岐・対馬・五島列島)への誘客促進を図るために、豊かな島の自然や文化遺産、食、体験などを通して、大都市圏の一般生活者を惹きつけるような魅力的なプロモーション動画を制作し、ホームページやYoutubeへの掲載、動画広告などにより情報発信し本県離島への誘客促進を図る。

3. 事業期間

契約締結日から令和元年10月31日(木)までとする。

4. 業務の内容等

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、素材の候補や動画の構成など動画制作における重要事項は甲と協議のうえ決定すること。また、動画を制作する前に、「絵コンテ」等で制作する動画のイメージがわかるものを甲に事前に提出し、了解を得ること。

(1) ターゲットイメージ

ア ターゲットエリア

三大都市圏(首都圏・中京圏・近畿圏)

イ ターゲット層

F2層、F3層

(2) 企画・撮影・制作等

ア 五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町、壱岐市、対馬市のエリア毎に30秒及び120秒の観光プロモーションイメージ動画を制作すること。また、6エリアをまとめた60秒及び120秒の総合版観光プロモーションイメージ動画を制作すること。

イ 五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町、壱岐市、対馬市のエリア毎に甲が指定する体験動画(尺は30秒から60秒の間)を各エリアにつき4本制作すること。(計24本制作)

ウ ドローンなど、動画制作するための最新鋭の機材や動画技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような動画に仕上げること。

エ 映像場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許可及び認可等の各種手続きは乙において行うこと。

オ 動画の導入部分に「青いぜ! NAGASAKI BLUEISLANDS PROJECT」のロゴを必ず見せることとするが、(<https://nagasakiblueislands.jp/intro.html>) 指定された尺内に納めること。

カ 必要に応じてテロップを挿入し文字による訴求を行うとともに素材にあったBGMを使用すること。音楽素材についてはすべての使用に関して著作権をクリアしたものをを使用すること。

- キ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては乙において行うこと。
- ク ナレーターの起用については受託者におまかせする。
- ケ 全作品のデータについては、甲に編集権を譲渡すること。
- コ 映像の利用期間は無期限とする。

(2) データ形式による納品について

- ア 4Kマスターデータ及び白素材データ一式（HDD等）
- イ Webに適したデータ形式（MP4）

(3) 電子媒体による納品

- ア エリア毎に制作した120秒の観光プロモーションイメージ動画をそれぞれ繋ぎ合わせた計12分の観光プロモーションイメージ動画をDVD（NTSC形式）により20枚納品すること。また、ブルーレイディスクにより10枚納品すること。
- イ 6エリアをまとめた120秒総合版観光プロモーションイメージ動画をDVD（NTSC形式）により20枚納品すること。また、ブルーレイディスクにより10枚納品すること。

(4) 納品

- ア 納期 令和元年10月31日
- イ 納品場所 一般社団法人長崎県観光連盟
長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階

5. 仕様

(1) 動画共通

- ア 規格:フルカラー4K
- イ 画面比:16対9

(2) 観光プロモーションイメージ動画 30秒版・120秒版

ア パターン

五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町、壱岐市、対馬市各6エリアの豊かな自然や文化遺産、観光スポット、グルメなどを通して島の魅力を伝え、来訪意欲が高まるイメージ動画の制作及び6エリアの総合版の計7パターンを制作すること。

五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町、壱岐市、対馬市の各6エリアで甲が指定する体験動画をエリア毎に4本制作すること。

イ テロップ 日本語及び英語の2言語

ウ 構成

動画の導入部分に「青いぜ！NAGASAKI BLUEISLANDS PROJECT」のロゴを効果的に挿入すること。

6. 動画の活用方法(参考)

- ・30秒、60秒動画の活用については、三大都市圏在住の旅行好きなF2・F3層にむけてインターネット動画広告を実施し、「ながさき旅ネット」内に設置する「長崎しま旅」ランディングページに誘導するための動画とする。

- ・120秒動画の活用については、「長崎しま旅」ページ内に設置し、より魅力的に島の良さを伝え来訪意欲を高めるための動画とする。また、旅行会社等の映像モニターによる放映やイベント等で放映予定。
- ・体験動画については、「長崎しま旅」ページ内に設置し、島ならではの体験を通じて島の良さを伝え来訪意欲を高めるための動画とする。

7. 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等)を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

8. 留意事項

- ア 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合は除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害を生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ウ 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができることとする。
- エ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- オ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。

9. 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

10. 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業の一部について、受託者があらかじめ長崎県観光連盟と協議し、長崎県観光連盟が承認した場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

11. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、長崎県観光連盟と協議すること。